

平成 17 年度税制改正重点事項 最終結果

資料 1-2-1

【海運税制】

項目	現行制度	要望内容	財務省（総務省） 整理案	最終結果
1. トン数標準税制の導入に向けての本格的検討	（現在は制度無し）	本格的検討	——	——
2. 船舶等の特別償却制度の延長・恒久化	償却率： ・外航近代化船：18/100 ・内航近代化船：16/100 ・外航二重構造タンカー：19/100 ・内航二重構造タンカー：18/100 ・船員訓練設備：6/100	延長に併せ恒久化 （適用期限：平成 17 年 3 月末） 対象を環境負荷低減型船舶に限定	○対象を環境負荷低減型船舶に限定 ○特別償却率の引下げ 外航近代化船 18%→16% 内航近代化船 16%→14% ○外航・内航二重構造タンカー 特別償却率上乘せ分廃止 ○船員訓練設備の特償制度廃止	一部見直しの上 2 年間延長 対象を環境低負荷低減型船舶に限定 外航環境低負荷船 18% 内航環境低負荷船 16% 外航・内航の二重構造タンカーの特別償却率上乘せ分廃止 船員訓練設備の特償制度廃止
3. とん税、特別とん税の廃止または軽減	税額 とん税 1 純トン当り 16 円 特別とん税 1 純トン当り 20 円	廃止または軽減	——	措置されず
4. 港湾施設の特例措置の実施	(1) （現在は制度無し） (2) P F I 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づく選定事業として整備される公共荷捌き施設等の特例措置。 不動産取得税（税率 3%）：課税標準 1/2 固定資産税（税率 1.4%）：課税標準 1/2 都市計画税（税率 0.3%）：課税標準 1/2	(1) スーパー中枢港湾の次世代高規格コンテナターミナルにおいて整備される荷捌き施設等に係る不動産取得税（税率 3%）、固定資産税（税率 1.4%）、都市計画税（税率 0.3%）の非課税措置の創設。 (2) 不動産取得税の特例措置の延長 適用期限：平成 17 年 3 月末 固定資産税・都市計画税の適用期限：平成 18 年 3 月末	——	(1) 新設（固定資産税、都市計画税の課税標準 1/2） (2) 現行内容で 2 年間延長

【海運税制】

項目	現行制度	要望内容	財務省（総務省） 整理案	最終結果
5. 登録免許税の軽減	軽減後の税率（本則 4/1000） (1)所有権保存登記 国際船舶：船舶価額の 2/1000 (2)抵当権設定登記 国際船舶：債権金額の 2/1000	軽減	——	措置されず
6. 内航燃料油に係る特例の創設	内航C重油は外航ボンド油に比べ関税（390 円/kl）・石油石炭税（2,040 円/kl）の上乗せあり。 一方、農林漁業用の輸入A重油は関税が無税、石油石炭税も、石油精製事業者への還付制度があり、実質的に税負担免除。	内航燃料油について、輸入重油の無税措置、国産精製油の実質非課税措置（還付制度）の創設	——	措置されず
7. 船員の支払給与に係る課税標準の特例措置の創設 （法人事業税に係る外形標準課税）	（資本金 1 億円超の企業に対する）法人事業税の外形標準課税に係る付加価値割の課税標準には、収益配分額に報酬給与額が含まれる。 法人事業税 税率 所得割 7.2% 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 付加価値割額＝付加価値額×0.48% 付加価値額＝収益配分額（＝報酬給与額＋純支払利子＋純支払貸借料）＋単年度損益	船舶の乗組員に対して支出される報酬給与額を算定方法から除外	——	措置されず

【その他財務省より整理案の出た海運関係税制】

項目	現行制度	要望内容	財務省（総務省） 整理案	最終結果
○船舶の特別修繕準備金制度	5 年毎の定期修繕（法定）に係る費用の 3/4 を、準備金として各年度に積立	———	○特別修繕に要する金額の見直し 前回 特別修繕費用の 3/4→1/2	現行内容で存続
○特定資産の買換特例 （圧縮記帳制度）	(1) 船舶から船舶（適用期限：平成 18 年 3 月末） (2) 内航船舶から減価償却資産（適用期限：平成 18 年 3 月末） （(1) (2) とともに譲渡差益の 80%を圧縮記帳）	———	○見直しの動き （詳細不明）	国交省、内航船舶に対する買換え特例措置の延長を働きかけ ⇒ 現行内容で存続
○中小企業投資促進税制 （中小企業による機械装置等の取得に係る特例） （内航海運業用の船舶に係る措置）	取得価額×30/100 の特別償却又は取得価額×7/100 の税額控除 （資本金 1 億円以下の法人に適用、ただし、税額控除を選択できるのは資本金 3,000 万円以下の法人のみ） （船舶については、基準取得価額×30/100 の特別償却又は基準取得価額×7/100 の税額控除） 1)機械装置(取得価額 160 万円以上) （リース費用総額 210 万円以上） 2)器具備品(取得価額 120 万円以上) （リース費用総額 160 万円以上） 3)船舶(内航貨物船(基準取得価額＝取得価額×75%))	———	○見直しの動き （詳細不明）	国交省、内航船舶に係る措置の延長を働きかけ ⇒ 現行内容で存続

【国際課税】

項目	現行制度	要望内容	財務省（総務省） 整理案	最終結果
1. タックスヘイブン対策税制 の見直し	特定外国子会社の利益のみ 合算課税＝損金は合算不可	(1) 特定外国子会社につき、留保所得のある子会社のみならず欠損金のある子会社も合算の対象とすること (2) <u>欠損金繰越期限を撤廃すること</u> (3) 軽課税国の判定基準を引下げ (4) <u>課税済留保金額の損金算入制限を撤廃すること</u> (5) 控除未済課税済配当の控除（間接受領配当の調整）期間制限を撤廃すること (6) 適用除外の非適用業種から「船舶の貸付」を外すこと (7) 移転価格税制上定義されている国外関連者から、タックスヘイブン対策税制が適用される特定外国子会社を除外する	——	(2) 欠損金の繰越期限 5 年を 7 年に延長 （但しタックスヘイブン適用開始以前に発生した欠損金には適用しない。） (4) 課税済留保金額の損金算入制限 5 年を 10 年に延長 平成 12 年度以降の課税済み留保所得からの配当を対象 （10 年以内に配当した場合は損金算入を認める）
2. 外国税額控除制度の見直し	外国税額控除： ・ 損金算入に制限 ・ 持ち株比率に制限	(1) 一括限度方式の堅持 (2) 控除限度超過額の損金算入制度の創設 ① 控除限度超過となった外国法人税については繰越か損金算入の選択を認めること ② 控除不能が確定した繰越外国法人税は損金算入を認めること (3) 控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間を廃止すること (4) 間接外国税額控除制度の拡大 ① 間接外国税額控除の持ち株比率の制限を現行の「25%以上」から、欧米先進国並みの「10%以上」とすること ② 間接外国税額控除の対象範囲を孫会社から、曾孫会社まで拡大すること (5) みなし外国税額控除制度の維持 (6) 地方税から控除未済となった金額の還付制度の創設 ① 地方税から控除未済となった金額は、法人税と同様に還付すること ② 還付が認められない場合は、少なくとも損金算入を認めること	——	措置されず

【企業税制】

項目	現行制度	要望内容	財務省（総務省） 整理案	最終結果
1. 法人税の実効税率		引き下げ	——	措置されず
2. 連結納税制度の改善		(1) グループ内の寄付金の容認 (2) 小規模子会社の交際費損金算入 (3) 連結納税子会社の連結納税適用以前の欠損金の当該子会社の利益との相殺 (4) 連結対象に特定外国子会社（100%）も含める	——	措置されず
3. 償却制度の改善	(1) 税法上の償却可能額は取得価額の 95% (2) 耐用年数：油槽船 13 年、薬品槽船 10 年、その他 15 年	(1) 税法上 100%償却を可能とすること (2) 船舶の耐用年数の短縮（税法上の償却と会計上の償却との分離を前提）	——	措置されず
4. 償却資産（船舶）に係る固定資産税の廃止	課税標準： (1)内航船 価格の 1/2 (2)外航船 価格の 1/6 (3)外国貿易船（外貿実績 50%超） 価格の 1/10 (4)外国貿易船のうち国際船舶 価格の 1/15 (5)外航用コンテナ 価格の 4/5	船舶などの償却資産に対する保有課税は収益課税との二重課税で、課税根拠が不明確につき、償却資産（船舶）に対する課税の廃止	——	措置されず
5. 温暖化対策税制の導入は絶対反対	[環境省案] 税率：炭素 1 トンあたり 2,400 円 （1 リットルあたり A 重油 1.77 円、C 重油 1.83 円） （運輸事業対策として 5 割軽減措置）		——	導入見送り

【企業税制】

項目	現行制度	要望内容	財務省（総務省） 整理案	最終結果
6. 欠損金の繰越期間制限	現在は7年に制限されている	撤廃	——	措置されず
7. 欠損金の繰戻還付不適用措置	租税特別措置により、平成4年以降不適用措置が継続されている	廃止	——	措置されず
8. 受取配当金の益金不算入制度の改善	平成14年度の連結納税制度導入による減収の穴埋めとして、以下の増税措置が行われた。 ・ 特定利子規定の廃止 ・ 特定株式以外の株式等に係る受取配当につき、益金不算入割合を80%から50%に減額	(1) 特定利子規定の復活 (2) 特定株式以外の株式に係る受取配当の益金不算入割合の引上げ	——	措置されず
9. 企業年金積立金に対する特別法人税	平成11年度から時限的（17年3月末まで）に課税凍結。 特別法人税：適格退職年金や確定拠出年金など企業年金の元本と運用など積立金に課税（国・地方合わせて税率1.173%）	廃止	——	措置されず （課税凍結延長）
10. 退職給与引当金制度	平成14年度の連結納税制度導入による減収の穴埋めとして、当該制度は廃止された。 退職給与引当金制度：従業員が全員自己都合で退職したと仮定し、支給する退職金を見積り引当て計上する制度。退職給与引当金に繰り入れた金額のうち、繰入限度額までその事業年度の損金に算入できる。	復活	——	措置されず
11. 事前確認制度	（現在は制度無し）	新規導入	——	措置されず
12. 交際費の損金算入	15年度税制改正にて、400万円の定額控除を認める法人を資本金5千万円より1億円以下の中小法人に拡大。定額控除額までの金額の損金不算入割合を20%より10%に引下げ。（支出額のうち9割まで損金算入可）		——	措置されず
13. 減価償却費、各種引当金・準備金、圧縮記帳積立金等の各種項目における税法での損金経理・利益処分経理要件の撤廃	損金経理：法人が確定した決算において費用または損失として経理すること。法人税では、減価償却、引当金・準備金の繰入れ、役員退職金など、損金経理をしなければ損金算入できない。 利益処分：会社が利益を上げた場合、法人税や地方税を控除した後の利益について、株主配当や役員賞与、内部に留保する利益に配分すること。	撤廃	——	措置されず

【その他見直しとなった企業税制】

項目	現行制度	要望内容	財務省（総務省） 整理案	最終結果
○リース関係（組合事業課税の見直し）		——	〔自民党税調小委員会〕 リース事業投資について、投資家問題に対処するため、法人税や所得税の課税措置の強化	① 所得税関係：個人投資家に関する損益通算等の制限措置 民法組合等の重要な業務の執行の決定に関与し、契約を締結するための交渉等自ら執行を行う組合員を除き、不動産所得の金額の計算上生じた個人の組合員の損失については認めない。 （18年度分以後の所得税、19年度分以後の個人住民税について適用） ② 国際課税関係：民法組合等の外国人組合員への源泉徴収制度の創設 外国人組合員が受ける申告納税の対象とされている利益の分配について源泉徴収等を行う。 （17年4月1日以後開始する計算期間について適用） ③ 法人税関係：匿名組合等の法人組合員の組合損失について取扱い強化 ・組合債務の責任の限度が実質的に組合資産とされている場合は、出資の価額として計算される金額を超える部分の金額は損金の額に算入できない。 ・組合事業に係る収益を保証する契約が締結されていること等により実質的に組合事業が欠損にならないことが明らかな場合には、その法人組合員に帰属する金額全額を損金の額に算入できない。 （原則として17年4月1日以後に締結される組合契約について適用。）